

# 奈良市公報

第 2 8 1 号

平成24年 6月1日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目次

### 規 則

○奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則を廃止する規則…………… 1

### 告 示

- 一般競争入札の実施（6件）…………… 2
- 自動車臨時運行許可番号標番号の失効…………… 6
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 6
- 奈良町からくりおもちゃ館の臨時開館…………… 6
- 道路の位置指定…………… 7
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 7
- 障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定…………… 7
- 障害者自立支援法に規定する指定一般相談支援事業者の指定…………… 8
- 住居番号の設定…………… 9
- 住居番号の変更…………… 9
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 9
- 放置自転車等の保管…………… 9
- 都市計画地区計画の案の公衆縦覧……………10
- 都市公園の供用開始……………10
- 障害者自立支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定……………10
- 児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定……………12
- 放置自転車等の保管……………12
- 奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱の一部を改正する告示……………13
- 奈良市公共工事等に関する随意契約の過程及び契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示……………14
- 新設の事業計画のある道路の指定……………14
- 奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱……………14
- 平成24年度近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表……………20
- 放置自転車等の保管……………20
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出……………20
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………20
- 開発行為に関する工事の完了……………20
- 放置自転車等の保管（2件）……………20
- 一般競争入札の実施（5件）……………21
- 予防接種の実施の一部改正……………25

- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………25
- 開発行為に関する工事の完了……………25
- 放置自転車等の保管……………25

### 監 査

○住民監査請求に係る監査結果の公表（2件）……………25

### 公 平 委 員 会

○奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………30

### 公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事業業者からの事業の廃止の届出……………30
- 奈良市水道局指定給水装置工事業業者の指定……………31
- 一般競争入札の実施……………31
- 奈良市水道局指定給水装置工事業業者の指定……………31

### 教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………31
- 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則……………32
- 奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令……………38

### 選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧……………38
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧……………39

### 農 業 委 員 会

○農地部会の招集……………39

## 規 則

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年 5月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

### 奈良市規則第40号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則を廃止する規則

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則（平成15年奈良市規則第7号）は、廃止する。

### 附 則

この規則は、平成24年 5月14日から施行する。

（平成24年 5月14日揭示済）

## 告 示

## 奈良市告示第267号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年5月1日

奈良市長 仲川 元 庸

## 1 入札に付する事項

道路緊急修繕工事（西北部 その1）ほか46件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（入札参加者に必要な資格）

- (1) 平成24年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

## 3 設計図書等を示す日時及び場所

## (1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

## 4 開札の場所

奈良市役所 入札室

## 5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

（平成24年5月1日揭示済）

## 奈良市告示第268号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良

市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年5月1日

奈良市長 仲川 元 庸

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 平城浄化センター、朱雀污水中継ポンプ場、マンホールポンプ場、精華地区浄化センター、田原地区浄化センター、東部第1地区浄化センター、東部第2地区浄化センター運転管理業務委託
- (2) 業務場所 奈良市朱雀三丁目地内他
- (3) 業務期間 平成24年7月1日から平成29年6月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
- (4) 業務概要
  - 1 標準活性汚泥による三次処理施設の運転維持管理業務 1施設（常駐管理）汚泥脱水機運転あり
  - 2 敷地建物の管理業務
  - 3 水質・臭気測定業務
  - 4 全窒素・全リン自動測定器保守点検業務
  - 5 污水中継ポンプ場の維持管理業務
    - 1 施設（中央監視及び巡回管理）
    - 2 マンホールポンプ場等（中央監視及び巡回管理）
    - 3 農業集落排水処理施設の維持管理
      - 4 施設（中央監視及び巡回管理）
      - 8 その他

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度において本市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目のうちいずれかの業種（第1～第3希望）が「(R)建物管理」の「(3)設備運転関係（空調・電気・機械等運転）」又は「(4)その他」として登録されている者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。ただし、平成24年度に新規登録された方は、入札参加できません。

- (1) 下水道処理施設維持管理登録業者登録規定（昭和62年建設省告示第1348号。以下「登録規定」という。）の登録業者で、近畿2府4県に本社又は営業所を有していること。
- (2) 下水道法（昭和33年法律第79号）に定める終末処理場のうち計画処理水量1万 $\text{m}^3$ /日以上処理能力を有するものについて、1年以上継続して汚水処理から汚泥処理まで一貫した運転管理業務の受託実績（単一業者のみ）を有する者であること。
- (3) 登録規定第3条に規定する「下水道処理施設管理技士」を統括責任者として専任で配置できること。
- (4) 産業廃棄物中間処理施設技術管理者を専任で配置できること。
- (5) 浄化槽技術管理者を配置できること。

- (6) 電気主任技術者を専任で配置できること。(電気事業法に基づく電気主任技術者は別途選任します。)
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年 5月 1日から平成24年 6月 7日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課  
なお、仕様書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 入開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室  
平成24年 6月 8日 午前10時00分

以下省略

(平成24年 5月 1日揭示済)

**奈良市告示第269号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年 5月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 青山清水園、中登美ヶ丘汚水中継ポンプ場運転管理業務委託
- (2) 業務場所 奈良市青山一丁目地内他
- (3) 業務期間 平成24年 7月 1日から平成29年 6月30日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (4) 業務概要 1 標準活性汚泥による三次処理施設の運転維持管理業務 1施設(常駐管理) 汚泥脱水機運転あり  
2 敷地建物の管理業務  
3 水質・臭気測定業務  
4 全窒素・全リン自動測定器保守点検業務  
5 汚水中継ポンプ場の維持管理業務 1施設(中央監視及び巡回管理)  
6 その他

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度において本市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目のうちいずれかの業種(第1~第3希望)が「(R)建物管理」の「(3)設備運転関係(空調・電気・機械等運転)」又は「(4)その他」として登録されている者で

あって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。ただし、平成24年度に新規登録された方は、入札参加できません。

- (1) 下水道処理施設維持管理登録業者登録規定(昭和62年建設省告示第1348号。以下「登録規定」という。)の登録業者で、近畿2府4県に本社又は営業所を有していること。
- (2) 下水道法(昭和33年法律第79号)に定める終末処理場のうち計画処理水量4千m<sup>3</sup>/日以上処理能力を有するものについて、1年以上継続して汚水処理から汚泥処理まで一貫した運転管理業務の受託実績(単一業者のみ)を有する者であること。
- (3) 登録規定第3条に規定する「下水道処理施設管理技士」を統括責任者として専任で配置できること。
- (4) 産業廃棄物中間処理施設技術管理者を専任で配置できること。
- (5) 電気主任技術者を専任で配置できること。(電気事業法に基づく電気主任技術者は別途選任します。)
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年 5月 1日から平成24年 6月 7日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課  
なお、仕様書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 入開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室  
平成24年 6月 8日 午前10時15分

以下省略

(平成24年 5月 1日揭示済)

**奈良市告示第270号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年 5月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 佐保台浄化センター、奈良北汚水中継ポンプ場運転管理業務委託
- (2) 業務場所 奈良市佐保台三丁目地内他
- (3) 業務期間 平成24年 7月 1日から平成29年 6月30日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

- (4) 業務概要
- 1 標準活性汚泥による三次処理施設の  
運転維持管理業務 1施設(常駐管理)  
汚泥脱水機運転なし
  - 2 敷地建物の管理業務
  - 3 水質・臭気測定業務
  - 4 全窒素・全リン自動測定器保守点検  
業務
  - 5 汚水中継ポンプ場の維持管理業務  
1施設(中央監視及び巡回管理)
  - 6 その他

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度において本市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目のうちいずれかの業種(第1～第3希望)が「(R)建物管理」の「(3)設備運転関係(空調・電気・機械等運転)」又は「(4)その他」として登録されている者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。ただし、平成24年度に新規登録された方は、入札参加できません。

- (1) 下水道処理施設維持管理登録業者登録規定(昭和62年建設省告示第1348号。以下「登録規定」という。)の登録業者で、近畿2府4県に本社又は営業所を有していること。
- (2) 下水道法(昭和33年法律第79号)に定める終末処理場のうち計画処理水量1千 $\text{m}^3$ /日以上以上の処理能力を有するものについて、1年以上継続して汚水処理から汚泥処理まで一貫した運転管理業務の受託実績(単一業者のみ)を有する者であること。
- (3) 登録規定第3条に規定する「下水道処理施設管理技士」を統括責任者として専任で配置できること。
- (4) 電気主任技術者を専任で配置できること。(電気事業法に基づく電気主任技術者は別途選任します。)
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年5月1日から平成24年6月7日まで(奈良市の休日定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課

なお、仕様書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 入開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成24年6月8日 午前10時30分

以下省略

(平成24年5月1日掲示済)

奈良市告示第271号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年5月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 月ヶ瀬地区浄化センター、月ヶ瀬地区農業集落排水処理施設運転管理業務委託
- (2) 業務場所 奈良市月ヶ瀬月瀬地内他
- (3) 業務期間 平成24年7月1日から平成29年6月30日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (4) 業務概要
  - 1 オキシデーションディッチ法による二次処理施設の運転維持管理業務(巡回管理) 1施設 汚泥脱水機運転委託対象外
  - 2 農業集落排水処理施設の運転維持管理(巡回管理) 3施設
  - 3 非常時(警報発報時)対応
  - 4 水質測定検査
  - 5 UV計点検業務
  - 6 マンホールポンプ場の維持管理
  - 7 脱水汚泥運搬業務
  - 8 その他

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度において本市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目のうちいずれかの業種(第1～第3希望)が「(R)建物管理」の「(3)設備運転関係(空調・電気・機械等運転)」又は「(4)その他」として登録されている者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。ただし、平成24年度に新規登録された方は、入札参加できません。

- (1) 下水道処理施設維持管理登録業者登録規定(昭和62年建設省告示第1348号。以下「登録規定」という。)の登録業者で、近畿2府4県に本社又は営業所を有していること。
- (2) 下水道法(昭和33年法律第79号)に定める終末処理場を、1年以上継続して汚水処理から汚泥処理まで一貫した運転管理業務の受託実績(単一業者のみ)を有する者であること。
- (3) 登録規定第3条に規定する「下水道処理施設管理技士」を統括責任者として配置できること。(他施設の兼務可)
- (4) 浄化槽技術管理者を配置できること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。



3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年 5月 1日から平成24年 6月 7日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課  
なお、仕様書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 入開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室  
平成24年 6月 8日 午前10時45分

以下省略

(平成24年 5月 1日揭示済)

奈良市告示第272号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年 5月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 衛生浄化センター運転管理委託
- (2) 業務場所 奈良市大安寺西二丁目281
- (3) 業務期間 平成24年 7月 1日から平成29年 6月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
- (4) 業務概要
  - 1 各種機器の運転操作
  - 2 各種機器の整備、保守、点検、修理
  - 3 施設の清掃及び整理整頓
  - 4 火気取締りその他上記業務の関連指示事項
- (5) 施設概要 施設規模は、次のとおり

- ・処理能力
 

水処理施設	し尿	31kl／日
	浄化槽汚泥	59kl／日
	生ごみ	3.4 t／日
- 汚泥焼却施設
  - 脱水ケーキ焼却炉（2基）
  - （洗煙排水処理設備含む。）

- ・処理方法
  - 水処理施設
    - 主処理
    - 膜分離高負荷生物脱窒素処理方式（浄化槽汚泥対応型）+高度処理
    - 汚泥処理 メタン発酵+コンポスト
    - 汚泥焼却施設 多段式焼却炉（2基）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度において本市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、告示日において、入札参

加希望種目のうちいずれかの業種（第1～第3希望）が「(R)建物管理」の「(3)設備運転関係（空調・電気・機械等運転）」又は「(4)その他」として登録されている者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。ただし、平成24年度に新規登録された方は、入札参加できません。

- (1) 告示日以前において、国、地方公共団体その他に準ずる団体の発注した本市衛生浄化センターの施設規模相当の一般廃棄物処理施設（処理能力が70kl／日以上のものに限る。）の運転管理業務の受託実績を有する者であること。
- (2) 当該施設の施設規模、施設内容及び現状実施体制（夜間勤務含む。）及び仕様内容等に十分に対応できる人員を配置できること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第21条の規定に基づき次の技術管理者を1名以上配置できること。（兼務可）
  - ア し尿処理施設技術管理者
  - イ 汚泥焼却施設技術管理者
- (4) 運転管理業務（各業務作業時）に次の資格を有する者を1名以上配置できること。（兼務可）
  - ア 第三種電気主任技術者
  - イ 二級ボイラー技士
  - ウ 乙種 4類危険物取扱者
  - エ 酸素欠乏危険作業主任者
  - オ 第一種電気工事士
  - カ 特定化学物質作業主任者
  - キ フォークリフト運転士
  - ク 球掛け技能講習修了者
  - ケ クレーン運転特別教育（つり下げ荷重5トン未満）講習修了者
  - コ 乾燥設備作業主任者
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年 5月 1日から平成24年 6月 7日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課  
なお、仕様書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 入開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室  
平成24年 6月 8日 午前11時00分

以下省略

(平成24年 5月 1日揭示済)

**奈良市告示第273号**

自動車臨時運行許可番号標番号を失効したので、次のとおり告示します。

平成24年5月1日

奈良市長 仲川元庸

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日	許可を受けた者の住所・氏名	許可年月日
奈良 2245	平成24年5月1日	省略	平成22年5月31日
奈良 2355	平成24年5月1日	省略	平成22年6月14日
奈良 2229	平成24年5月1日	省略	平成22年6月21日
奈良 2345	平成24年5月1日	省略	平成22年10月8日
奈良 2340	平成24年5月1日	省略	平成22年10月19日
奈良 2361	平成24年5月1日	省略	平成22年11月25日
奈良 2360	平成24年5月1日	省略	平成22年12月15日
奈良 2153	平成24年5月1日	省略	平成22年12月27日
奈良 2358	平成24年5月1日	省略	平成23年3月10日
奈良 2308	平成24年5月1日	省略	平成22年3月2日
奈良 2300	平成24年5月1日	省略	平成22年9月10日
奈良 2371	平成24年5月1日	省略	平成24年3月19日

(平成24年5月1日掲示済)

とおりに指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年5月1日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市告示第274号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 訪問介護 居宅介護支援事業(介護計画作成) 介護予防 訪問介護	平成24年3月31日 平成24年3月31日 平成24年3月31日
名称	主たる事務所の所在地		
ハピネス	奈良県奈良市法蓮町559-1 エクレール一条101-2号	居宅 訪問介護 居宅介護支援事業(介護計画作成) 介護予防 訪問介護	平成24年3月31日 平成24年3月31日 平成24年3月31日
株式会社ハピネス	奈良県奈良市法蓮町559-1 エクレール一条101-2号		

(平成24年5月1日掲示済)

奈良市長 仲川元庸

**奈良市告示第275号**

奈良町からくりおもちゃ館条例(平成23年奈良市条例第33号)第6条第2項の規定により次のとおり臨時開館をいたします。

平成24年5月1日

- 施設名  
奈良町からくりおもちゃ館
- 臨時開館日  
平成24年5月1日

(平成24年5月1日掲示済)

奈良市告示第276号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成24年 5月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	奈良市西大寺北町一丁目7番8号
申請者氏名	株式会社 三木ホーム 代表取締役 三木 恒二
道路の位置	奈良市青野町185-1の一部
道路の幅員	最大5.00m 最小4.00m
道路の延長	24.03m
指定年月日	平成24年 5月 1日

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
西大寺南幹線-254	奈良市青野町188-2	奈良市青野町188-1
都跡幹線-333	奈良市四条大路四丁目1047-2	奈良市四条大路四丁目1047-1
都跡幹線-334	奈良市三条大路一丁目645-65	奈良市三条大路一丁目645-2
大安寺第2幹線-52	奈良市大安寺三丁目77-4	奈良市大安寺三丁目76
大安寺第2幹線-53	奈良市大安寺三丁目74-2	奈良市大安寺三丁目120-1
今市幹線-68	奈良市今市町776-1	奈良市今市町779-1
帯解幹線-222	奈良市今市町748-2	奈良市今市町749-2
帯解幹線-223	奈良市今市町790-1	奈良市今市町788
帯解幹線-224	奈良市今市町248-2	奈良市今市町754-2
今市幹線-69	奈良市池田町415-1	奈良市池田町427-1

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
(平成24年 5月 1日揭示済)

1 指定年月日 平成24年 4月 1日

2 指定事業者

事業所番号	事業者名/住所	代表者氏名	事業所名/所在地	サービス種類
2910100086	株式会社 日本ユニケア 奈良市東登美ヶ丘一丁目1番3号	遠藤 和樹	ハーモニー・ヘルパーステーション学園前 奈良市中登美ヶ丘1-1994-3 D20-102	行動援護

指定番号 第23014号

(平成24年 5月 1日揭示済)

奈良市告示第277号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成24年 5月 1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。  
平成24年 5月 1日

公共下水道管理者 奈良市  
奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成24年 5月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
奈良市青野町、四条大路四丁目、三条大路一丁目、大安寺三丁目、今市町及び池田町の各一部

奈良市告示第278号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設を指定しました。

平成24年 5月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

2910100458	医療法人財団 北林厚生会 奈良市六条西四丁目6番3号	北林 百合之介	サポートセンター夢 奈良市六条西四丁目6番3号	自立訓練(宿泊型、 生活訓練) 生活介護
2910100516	社会福祉法人 東大寺福祉事業 団 奈良市雑司町406-1	筒井 寛昭	東大寺光明園 奈良市雑司町406-1	療養介護
2910100623	奈良県(奈良県立登美学園) 奈良市登大路町30番地	山下 正次	奈良県立登美学園 奈良市菅野台2番43号	生活介護 障害者支援施設
2910100714	社会福祉法人 史明会 奈良市鹿野園町1584番地の2	大門 正佳	障害者支援施設 ボイス 奈良市鹿野園町1584番地の2	生活介護 施設入所支援
2910100722	バルツァ事業会 奈良市鹿野園町1000-1	田伏 清	バルツァ・ゴードル 奈良市鹿野園町1000-1	療養介護
2910101670	株式会社 結加 奈良市今市町361番地6	井上 愛子	訪問介護サービス ゆうか 奈良市今市町361番地6	居宅介護 重度訪問介護
2910101688	社会福祉法人 ならのは 奈良市神功四丁目25番9号	大谷 秀之	ならのは福祉作業所 奈良市神功四丁目25番9号	就労継続支援B型
2910101696	社会福祉法人 寧楽ゆいの会 奈良市菅原町48番地	中舎 有子	さわやぎ 奈良市菅原町48番地	生活介護 就労継続支援B型
2910101704	ヒューマンヘリテージ株式会社 奈良市大宮町七丁目1-67	山本 善徳	暮らしの応援ステーション そ ーら 奈良市三条大路二丁目520-3	居宅介護/同行援 護 重度訪問介護
2910101712	社会福祉法人 奈良県手をつな ぐ育成会 高市郡高取町大字観覚寺1382番 地	小西 英玄	野の花舎 奈良市餅飯殿町40番地	生活介護
2910101720	独立行政法人国立病院機構奈良 医療センター 奈良市七条二丁目789番地	星田 徹	独立行政法人国立病院機構奈良 医療センター 奈良市七条二丁目789番地	療養介護(重心) 短期入所
2910101738	社会福祉法人 東大寺福祉事業 団 奈良市雑司町406-1	筒井 寛昭	東大寺福祉療育病院 華の明 奈良市雑司町406-1	生活介護
2910101746	ていくあい有限会社 奈良市鳥見町二丁目19番地2	竹村 ひとみ	かぐや姫 奈良市鳥見町二丁目19番地2	居宅介護・重度訪 問介護 行動援護・同行援 護
2910101753	社会福祉法人 奈良市社会福祉 協議会 奈良市三条大路一丁目9-10	福井 重忠	生活介護 みどりの家 奈良市左京五丁目3-1	生活介護
2930100298	特定非営利活動法人 地域活動 支援センターぶろぼの 生駒市元町二丁目1-19 元町 ストレートビル1階	山内 民興	相談支援事業所 ぶろぼの 奈良市大宮町三丁目5-39 第 3やまと建設ビル202号	地域移行支援

(平成24年5月1日掲示済)

第1項に規定する指定一般相談支援事業者を指定しました。  
平成24年5月1日

奈良市告示第279号

奈良市長 仲川 元庸

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の14

1 指定年月日 平成24年4月1日



2 指定事業者

事業所番号	事業者名/住所	代表者氏名	事業所名/所在地	サービス種類
2930100298	特定非営利活動法人 地域活動支援センターぶろぼの 生駒市元町二丁目1-19 元町 ストレートビル1階	山内 民興	相談支援事業所 ぶろぼの 奈良市大宮町三丁目5-39 第 3やまと建設ビル202号	地域移行支援

(平成24年5月1日揭示済)

奈良市告示第280号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成24年5月7日

奈良市長 仲川 元庸

次のとおり省略

(平成24年5月7日揭示済)

奈良市告示第281号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変

更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成24年5月7日

奈良市長 仲川 元庸

次のとおり省略

(平成24年5月7日揭示済)

奈良市告示第282号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年5月7日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
けいはんな訪問看護ステーション	奈良県奈良市二名三丁目952-1	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成24年3月31日 平成24年3月31日
株式会社けいはんなヘルパーステーション	奈良県奈良市二名三丁目952-1		

(平成24年5月7日揭示済)

奈良市告示第283号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年5月7日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年5月7日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部 防犯・交通安全課

電話0742-34-1111代表

(平成24年5月7日揭示済)

**奈良市告示第284号**

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成24年5月8日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 決定に係る都市計画の種類  
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画  
東登美ヶ丘五丁目地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域  
奈良市東登美ヶ丘五丁目の一部
- 3 縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間

平成24年5月8日から平成24年5月22日まで

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成24年5月22日までに必着するように提出してください。

(平成24年5月8日揭示済)

**奈良市告示第285号**

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第9条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成24年5月8日

奈良市長 仲川 元庸

名称	位置	区域	供用開始日
古市町第12号街区公園	古市町1603番7	別紙図面のとおり (別紙図面は省略し、奈良市都市整備部都市計画室公園緑地課において一般の縦覧に供します。)	平成24年5月8日
南京終町四丁目第4号街区公園	南京終町四丁目224番8		
柏木町第2号街区公園	柏木町397番28		
メタセコイア公園	あやめ池北一丁目1572番、1573番		
いろどりの森公園	あやめ池北一丁目1370番4、1526番、1527番、1536番、1538番		
あやめ池水辺緑地	あやめ池北一丁目1524番、1540番、1541番、1543番		
あやめ池北三丁目緑地	あやめ池北三丁目1523番		

(平成24年5月8日揭示済)

第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しました。

平成24年5月8日

**奈良市告示第286号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の17

奈良市長 仲川 元庸

事業所番号	主たる事務所 名称/所在地		事業の種類	主たる対象者	指定年月日
	事業所 名称/所在地				
2930100306	医療法人 岡谷会	〒630-8325 奈良市西木辻町200	特定相談支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	平成24年 4月1日
	岡谷会ホームヘルプ ステーション	〒630-8325 奈良市西木辻町200			
2930100314	有限会社 やまびこ	〒631-0806 奈良市朱雀五丁目3番地 の10	特定相談支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	平成24年 4月1日
	グットライフ	〒631-0806 奈良市朱雀五丁目3番地 の10			
2930100322	社会福祉法人 宝山 寺福祉事業団	〒630-0257 生駒市元町二丁目14- 8	特定相談支援	障害児	平成24年 4月1日
	仔鹿園相談支援セン ター	〒630-8424 奈良市古市町1-2			

2930100300	社会福祉法人 ならやま会	〒630-8104 奈良市奈良阪町2532-3	特定相談支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	平成24年 4月1日
	障がい者生活支援センター こすもす	〒630-8205 奈良市今在家3番地			
2930100348	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会	〒630-8013 奈良市三条大路一丁目9番10号	特定相談支援	身体障害者 知的障害者	平成24年 4月1日
	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 総合福祉センター事業所	〒631-0801 奈良市左京五丁目3-1			
2930100439	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会	〒630-8013 奈良市三条大路一丁目9番10号	特定相談支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	平成24年 4月1日
	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 奈良事業所	〒630-8013 奈良市三条大路一丁目9番10号			
2930100363	社会福祉法人 わたぼうしの会	〒630-8044 奈良市六条西三丁目25-4	特定相談支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	平成24年 4月1日
	たんぼぼ相談支援センター	〒630-8044 奈良市六条西三丁目25-4			
2930100355	東大寺福祉事業団	〒630-8211 奈良市雑司町406-1	特定相談支援	身体障害者 知的障害者 障害児	平成24年 4月1日
	東大寺福祉療育病院	〒630-8211 奈良市雑司町406-1			
2930100371	バルツァ事業会	〒630-8425 奈良市鹿野園町1000-1	特定相談支援	身体障害者 知的障害者	平成24年 4月1日
	バルツァ・ゴードル	〒630-8425 奈良市鹿野園町1000-1			
2930100389	合同会社 南都介援隊	〒630-8238 奈良市高天市町22番地の1 高天センター2F15号室	特定相談支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	平成24年 4月1日
	相談支援センター ほと	〒630-8238 奈良市高天市町22番地の1 高天センター2F15号室			
2930100397	社会福祉法人 寧楽ゆいの会	〒631-0842 奈良市菅原町48番地	特定相談支援	精神障害者	平成24年 4月1日
	相談支援事業所 歩っと	〒630-8244 奈良市三条町512-3 カーサフクムラ202			
2930100405	特定非営利活動法人 みつわ会	〒630-8442 奈良市北永井町372(株) 奈良事務機別館106	特定相談支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	平成24年 4月1日
	みつわ会ケアセンター	〒630-8442 奈良市北永井町372(株) 奈良事務機別館106			
2930100413	医療法人財団 北林厚生会	〒630-8044 奈良市六条西四丁目6番3号	特定相談支援	知的障害者 精神障害者	平成24年 4月1日
	相談支援事業所 夢	〒630-8044 奈良市六条西四丁目6番3号			
2930100421	医療法人平和会(社 団)	〒631-0818 奈良市西大寺赤田町一丁目7番1号	特定相談支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者	平成24年 4月1日
	相談支援事業所 リベルテ	〒631-0818 奈良市西大寺赤田町一丁目5-53			

(平成24年5月8日揭示済)  
**奈良市告示第287号**  
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第1項

第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました。  
平成24年5月8日  
奈良市長 仲川元庸

事業所番号	主たる事務所 名称/所在地		事業の種類	主たる対象者	指 定 年月日
	事業所 名称/所在地				
2970100059	医療法人 岡谷会	〒630-8325 奈良市西木辻町200	障害児相談支援	障害児	平成24年 4月1日
	岡谷会ホームヘルプ ステーション	〒630-8325 奈良市西木辻町200			
2970100042	有限会社 やまびこ	〒631-0806 奈良市朱雀五丁目3 番地の10	障害児相談支援	障害児	平成24年 4月1日
	グットライフ	〒631-0806 奈良市朱雀五丁目3 番地の10			
2970100091	社会福祉法人 宝山 寺福祉事業団	〒630-0257 生駒市元町二丁目14 - 8	障害児相談支援	障害児	平成24年 4月1日
	仔鹿園相談支援セン ター	〒630-8424 奈良市古市町1-2			
2970100026	社会福祉法人 なら やま会	〒630-8104 奈良市奈良阪町2532 - 3	障害児相談支援	障害児	平成24年 4月1日
	障がい者生活支援セ ンター こすもす	〒630-8205 奈良市今在家3番地			
2970100075	社会福祉法人 わた ぼうしの会	〒630-8044 奈良市六条西三丁目 25-4	障害児相談支援	障害児	平成24年 4月1日
	たんぼぼ相談支援セ ンター	〒630-8044 奈良市六条西三丁目 25-4			
2970100083	東大寺福祉事業団	〒630-8211 奈良市雑司町406-1	障害児相談支援	障害児	平成24年 4月1日
	東大寺福祉療育病院	〒630-8211 奈良市雑司町406-1			
2970100034	合同会社 南都介 援隊	〒630-8238 奈良市高天市町22番 地の1 高天センター2F15号室	障害児相談支援	障害児	平成24年 4月1日
	相談支援センター ほくと	〒630-8238 奈良市高天市町22番 地の1 高天センター2F15号室			
2970100067	特定非営利活動法人 みつわ会	〒630-8442 奈良市北永井町372 (株)奈良事務機別館106	障害児相談支援	障害児	平成24年 4月1日
	みつわ会ケアセンター	〒630-8442 奈良市北永井町372 (株)奈良事務機別館106			

(平成24年5月8日揭示済)  
**奈良市告示第288号**  
奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良  
市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区  
域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し  
たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。  
平成24年5月8日  
奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成24年5月8日
  - 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺  
及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略
- (平成24年5月8日揭示済)



奈良市告示第289号

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年5月9日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱(平成22年奈良市告示第285号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「店舗等商業施設を兼ねた住宅及び」を削り、同条第2号中「国補助金」を「平成24年2月1日以別記

第1号様式(第5条関係)

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者

住所

ふりがな

氏名

印

生年月日

年

月

日

電話番号

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金について、交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。  
また、私(申請者)の「市税の納入状況」について、申請の審査のために必要な限度において、調査されることに同意します。

設置した住宅に関する事項	建物区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築 <input type="checkbox"/> 建売		
	家庭用ソーラーパネル設置場所	〒 —		
補助金の申請金額	50,000円			
設置した家庭用ソーラーパネルに関する事項	<input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> キロワット(受給最大電力)			
国補助金に関する事項	受理決定番号			
添付書類	(1) 住民票 (2) 家庭用ソーラーパネルの設置場所の現況を示す写真(設置の状況が分かるもの) (3) 家庭用ソーラーパネル設置に係る景観手続完了報告書の写し (4) 太陽光発電に関する電力受給契約のご案内(電力受給契約の内容が記載されているもの) (5) 国補助金の補助金交付決定通知書の写し (6) その他市長が必要と認める書類			
※ 主務課長の意見				

注 ※印の欄は記入しないこと。

附 則

この告示は、平成24年5月9日から施行し、この告示による改正後の奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱の規定は、平成24年度予算に係る補助金から適用する。  
(平成24年5月9日揭示済)

奈良市告示第290号

奈良市公共工事等に関する随意契約の過程及び契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年5月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市公共工事等に関する随意契約の過程及び契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市公共工事等に関する随意契約の過程及び契約の内容の公表に関する要綱(平成19年奈良市告示第587号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(別表関係)

見積り合わせ通知書受領票

件名	
事業者の名称	
代表者氏名	
電話番号	
電話対応日	
電話対応者	
受領年月日	
来 庁 者	受領印
指定した理由	

注：見積り合わせ事業者1社又は1人ごとに作成すること。

附 則

この告示は、平成24年6月1日から施行する。  
(平成24年5月9日揭示済)

奈良市告示第291号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成24年5月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日

平成24年5月10日

2 指定した道路の名称

(1) 大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業) J R奈良駅南特定土地区画整理事業による事業計画道路 都市計画道路(大森西木辻線)、区画道路29号線及び区画道路30号線

3 指定した道路の幅員 11.1m及び6m

4 指定した道路の延長 85.3m

5 指定した道路の区域 別図のとおり

別図省略

(平成24年5月10日揭示済)

奈良市告示第292号

奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱を次のように定める。

平成24年5月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、省エネ・省資源対策の一環として、雨水の効果的な利活用を図り、もって市民の環境意識の高揚に資することを目的として、雨水タンクを設置した者に対して予算の範囲内で奈良市雨水タンク設置補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「雨水タンク」とは、雨どいに接続された集水管から雨水を一時的に貯留するため住宅の敷地内に設置される地上掘置き型の貯水容量が100リットル以上の設備で、製品として購入可能なものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 自己の居住の用に供する市内の住宅(共同住宅を除く。以下「住宅」という。)に雨水タンクを設置した者

(2) 市税の滞納がない者

(3) 設置した雨水タンクを適切に維持管理し、貯留した雨水を散水等に利用できる者

(補助対象基数)

第4条 補助の対象となる雨水タンクの基数は、同一の住宅につき1基とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の交付額は、雨水タンクの設置に要した費用(本体、必要な部品の購入費及び配送費をいい、設置工事費を除く。以下同じ。)に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切

り捨てた額)とする。ただし、その額が30,000円を超える場合は、30,000円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、奈良市雨水タンク設置補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 雨水タンクの設置に要した費用が明記された領収書の写し
- (2) 雨水タンク設置後の状況が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付の可否を決定し、奈良市雨水タンク設置補助金交付(不交付)決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに奈良市雨水タンク設置補助金交付申請取下届出書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者は、速やかに奈良市雨水タンク設置補助金交付請求書(別記第4号様式)を市長に提出するものとする。

(補助金交付の取消し)

第10条 市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認められるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他この要綱に違反したと認められるとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、奈良市雨水タンク設置補助金返還命令書(別記第5号様式)により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(雨水タンクの処分の制限)

第12条 対象者は、補助金の交付を受けた日から5年を経過する前において、当該補助金の交付を受けた雨水タンクを処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(別記第6号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(関係書類の保管)

第13条 対象者は、雨水タンクの設置に係る関係書類を、設置後5年間保管しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年 6月 1日から施行し、同年 4月 1日以後に雨水タンクを設置した者に適用する。

別記

第1号様式(第6条関係)

奈良市雨水タンク設置補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者

住所

ふりがな

氏名

印

生年月日

年

月

日

電話番号

奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

また、私(申請者)の「市税の納入状況」について、申請の審査のために必要な限度において、調査されることに同意します。

設置した雨水タンクに関する事項	補助金の名称	奈良市雨水タンク設置補助金
	補助金の申請金額	_____円 ※雨水タンクの設置に要した費用に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)とし、30,000円を上限とする。
	設置場所	〒 奈良市
	購入価格	_____円 ※配送費及び消費税を含む。ただし設置工事費は除く。
	貯水容量	_____リットル
	製品名	
	製造会社	
	購入日	_____年 月 日
	添付書類	(1) 雨水タンクの設置に要した費用が明記された領収書の写し (2) 雨水タンク設置後の状況が確認できる写真 (3) その他市長が必要と認める書類
	※ 主務課長の意見	

注 ※印の欄は記入しないこと。



第2号様式 (第7条関係)

奈良市雨水タンク設置補助金交付 (不交付) 決定通知書

奈良市指令 第 号

申請者  
住所  
氏名

様

年 月 日付けで申請のあった奈良市雨水タンク設置補助金の交付については、次のとおり決定したので、奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

奈良市長

印

決定内容	交付・不交付
交付決定額	円
不交付の理由	

第3号様式 (第8条関係)

奈良市雨水タンク設置補助金交付申請取下届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

奈良市雨水タンク設置補助金について、交付申請を取り下げたいので、奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	奈 良 市 指 令 第 号
フリガナ			
届出者氏名	印		
住 所	電話番号 ( )		

第4号様式(第9条関係)

奈良市雨水タンク設置補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

奈良市雨水タンク設置補助金について、奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
フリガナ			
請求者氏名	印		
住 所	電話番号 ( )		

請求金額	円
------	---

交付される補助金は、次の金融機関に振り込んでください。

金融機関		預金種別	口座番号
銀行	支店	普通(総合) 当座	
	店番	フリガナ	
農協			
信金		口座名義人	

- ※ 振込先口座は、請求者の口座とします。
- ※ ゆうちょ銀行の場合は、店番を必ず記入してください。

第 5 号様式 (第11条関係)

奈良市雨水タンク設置補助金返還命令書

申 請 者  
住所  
氏名 様

奈良市雨水タンク設置補助金の交付について、奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

奈良市長 印

指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
返還金額	円		
返還期限	年 月 日		
返還理由			

第 6 号様式 (第12条関係)

財 産 処 分 承 認 申 請 書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申 請 者  
住所  
氏名

奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり財産処分の承認を申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
処分の方法	該当する項目を○で囲んで下さい。 売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄 その他 ( )		
処分の時期	( 年 月 日から 年 月 日まで)		
処分の理由			
処分の条件			

(平成24年5月10日揭示済)

**奈良市告示第293号**  
 奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)第17条第3項の平成24年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項

の事業主体が定める数値(利便性係数)を次のとおり公表します。  
 平成24年5月10日  
 奈良市長 仲川元庸

名称	位置	床面積(m <sup>2</sup> )	住宅番号等	近傍同種の住宅の家賃(円)	利便性係数
第11号市営住宅	奈良市杏町及び西九条町三丁目	75.1	66-73	86,500	0.7042

(平成24年5月10日揭示済)

**奈良市告示第294号**  
 奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。  
 平成24年5月10日  
 奈良市長 仲川元庸

で、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。  
 平成24年5月11日  
 奈良市長 仲川元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成24年5月10日
- 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
崎山 敏治		あんま	平成24年4月10日
株式会社フレアス(崎山 敏治)	奈良県奈良市白毫寺町835-1大和紀寺ビル305号		

(平成24年5月11日揭示済)

(平成24年5月10日揭示済)

**奈良市告示第295号**  
 生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。  
 平成24年5月11日  
 奈良市長 仲川元庸

**奈良市告示第297号**  
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。  
 なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。  
 平成24年5月14日  
 奈良市長 仲川元庸

	名称	所在地	変更年月日
旧	医療法人 三木クリニック	奈良県奈良市帝塚山一丁目1-33ツインコート帝塚山101号	平成23年4月19日
新	医療法人 帝塚山クリニック	奈良県奈良市帝塚山一丁目1-33ツインコート帝塚山101号	

- 許可の年月日及び番号  
 平成23年1月12日 奈良市指令都整開 第10A-4号  
 平成24年3月26日 奈良市指令都整開 第10A-4-1号  
 平成24年4月24日 奈良市指令都整開 第10A-4-2号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
 開発行為 平成24年5月8日 第1299号
- 開発区域に含まれる地域  
 奈良市二名町4623番
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 奈良市三松二丁目16番11  
 野間 照恵

(平成24年5月14日揭示済)

(平成24年5月11日揭示済)

**奈良市告示第296号**  
 生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたの

**奈良市告示第298号**  
 奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し



たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年 5月14日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成24年 5月12日
  - 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成24年 5月14日揭示済)

#### 奈良市告示第299号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年 5月14日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成24年 5月14日
  - 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成24年 5月14日揭示済)

#### 奈良市告示第300号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年 5月15日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 入札に付する事項  
100㎡級耐震性貯水槽設置工事（都祁小学校）ほか19件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
(入札参加者に必要な資格)
  - (1) 平成24年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
  - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
  - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定によ

る経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。（特定建設工事共同企業体での参加者に必要な資格）

2社又は3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成24年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がBに格付されていること。
- (3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。

ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）

(ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

イ 代表者以外の構成員（1名以上専任で配置）

(ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

#### 3 設計図書等を示す日時及び場所

##### (1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### (2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

- 4 開札の場所  
奈良市役所入札室
  - 5 開札の日時  
別表のとおり
- 以下省略

(平成24年5月15日揭示済)

**奈良市告示第301号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年5月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務名 4, 1号炉点検整備補修
  - (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」
  - (3) 業務期間 契約の日から平成24年12月28日までとする。
  - (4) 業務概要 焼却炉施設の経年使用による劣化部分及び損傷部分の補修並びに分解整備補修を行う。  
 焼却炉（全連続燃焼ストーカ式）処理能力 120 t / 日
    - 1 燃焼設備補修 一式
    - 2 ガス冷却設備及び空気予熱器 一式
    - 3 受入供給設備補修 一式（4号炉のみ）
    - 4 灰出設備補修 一式（4号炉のみ）
    - 5 排ガス処理設備補修 一式（4号炉のみ）
  - (5) 予定価格 142,857千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 

平成24年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札参加資格者のうち、機械器具設置工事又は清掃施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

  - (1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における機械器具設置工事又は清掃施設工事の総合評定値が900点以上であり、特定建設業の許可を有していること。
  - (2) 告示日以前において、国、地方公共団体その他に準ずる団体の発注した一般廃棄物ごみ焼却施設（焼却能力が1日につき1炉あたり100トン以上のものに限る。）の炉点検整備補修に元請負業者としての施工実績を有

する者であること。ただし、共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。

- (3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該業務に専任で配置できること。
  - ア 機械器具設置工事又は清掃施設工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者（指導監督的な実務経験者等）であること。
  - イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
  - ウ 入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時  
平成24年5月15日から平成24年6月25日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所  
奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室  
平成24年6月26日 午前9時30分

以下省略

(平成24年5月15日揭示済)

**奈良市告示第302号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年5月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務名 4, 1号炉排ガス施設点検整備補修
  - (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」
  - (3) 業務期間 契約の日から平成24年12月28日までとする。
  - (4) 業務概要 焼却炉施設の経年使用による劣化部分及び損傷部分の補修並びに分解整備補修を行う。  
 焼却炉（全連続燃焼ストーカ式）処理能力 120 t / 日
    - 1 燃焼設備補修 一式

- 2 ガス冷却設備補修 一式
- 3 空気予熱設備補修 一式
- 4 減温塔設備補修 一式
- 5 排ガス処理設備補修 一式
- 6 通風設備補修 一式
- 7 受入供給設備補修 一式
- 8 No.1 熱分解設備補修 一式 (1号のみ)
- 9 井水除鉄装置補修 一式 (4号のみ)

(5) 予定価格 114,144千円 (消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札参加資格者のうち、機械器具設置工事又は清掃施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

(1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書 (有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。)の結果における機械器具設置工事又は清掃施設工事の総合評定値が900点以上であり、特定建設業の許可を有していること。

(2) 告示日以前において、国、地方公共団体その他に準ずる団体の発注した一般廃棄物ごみ焼却施設 (焼却能力が1日につき1炉あたり100トン以上のものに限る。)の排ガス施設点検整備補修に元請負業者としての施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。

(3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該業務に専任で配置できること。

ア 機械器具設置工事又は清掃施設工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者 (指導監督的な実務経験者等) であること。

イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

ウ 入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年5月15日から平成24年6月25日まで (奈良市の休日を定める条例 (平成元年奈良市条例第3号) に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課 (設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成24年6月26日 午前9時45分

以下省略

(平成24年5月15日揭示済)

奈良市告示第303号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び奈良市契約規則 (昭和40年奈良市規則第43号) 第2条の規定により公告します。

平成24年5月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 長寿命化計画に伴う大安寺第一処理分区管きょ清掃工事

(2) 工事場所 奈良市大安寺第一処理分区区内

(3) 工 期 契約の日から平成25年3月22日までとする。

(4) 工事概要 一般管路清掃工 延長 L=5,023.43m

昼間清掃 延長 L=3,955.23m

夜間清掃 延長 L=1,068.20m

(5) 予定価格 18,835千円 (消費税及び地方消費税を除く。)

(6) 最低制限基準価格 15,394千円 (消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者のうち、しゅんせつ工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

(1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書 (有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。)の結果におけるしゅんせつ工事の総合評定値に該当する者

(2) 平成9年度以降 (過去15年間)において、下水道管きょ清掃工事 (設計図書の条件を満たす工事) で地方公共団体・特殊法人・独立行政法人・国の出先機関の発注工事に係る工事を元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員 (出資比率20%以上のものに限る。)としての施工実績を有する者

(3) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

(4) 当該工事に「第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証」又は「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証」を所有する酸素欠乏危険作業主任者を配置できること。

(5) 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年

法律第137号)第14条第1項に規定する奈良市及び処分場までに通過する自治体の産業廃棄物収集運搬業許可(許可項目:汚泥)を有する者

- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年5月15日から平成24年6月25日まで(奈良市の休日定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課  
なお、設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室  
平成24年6月26日 午前10時00分

以下省略

(平成24年5月15日揭示済)

**奈良市告示第304号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年5月15日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市消防局消防救急デジタル無線システムに係る実施設計業務委託
- (2) 業務場所 奈良市八条五丁目404番地の1 奈良市消防局
- (3) 業務期間 契約の日から平成25年3月8日までとする。
- (4) 業務概要
  - 1 委託業務実施設計計画書の策定、業務管理等
  - 2 資料等の収集
  - 3 現地調査
  - 4 電波伝搬調査
  - 5 各種設計業務
  - 6 デジタル無線とアナログ無線との併用期間の検討
  - 7 デジタル無線運用計画の検討
  - 8 仕様書、設計図面等の作成業務
  - 9 年次整備計画(案)の作成業務
  - 10 関係機関との協議資料作成及び調整
  - 11 事業概算積算書の作成

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成24年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建設コンサルタント電気電子部門の登録がある者又は奈良市物品購入等入札参加資格者であること。
- (2) 過去5年以内に、消防救急デジタル無線の基本設計又は実施設計の受託実績を有する者であること。
- (3) 電波伝搬調査に使用する実験局(260MHz帯デジタルSCPC方式)は、総務大臣の免許を受けたもので、本仕様書の調査が実施可能であること。
- (4) 実験局の免許人は、無線機の製造会社、その関連会社等でなく、また、デジタル波用実験機は、受注者の所有するものであること。
- (5) 電波伝搬調査の実施にあたって、第1級陸上特殊無線技士又は同等以上の資格を有する者を配置できること。
- (6) 当該業務に次の技術者(電気・電子部門)を配置できること。(管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。)
  - ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者
  - イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者
- (7) 国土交通省の建設コンサルタント(電気・電子部門)の登録を受けていること。
- (8) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (9) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年5月15日から平成24年6月21日まで(奈良市の休日定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。)

4 設計図書等に関する質問

- (1) 設計図書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。
  - ア 提出日時 平成24年6月1日(金)午前9時から午後4時まで
  - イ 提出場所 奈良市八条五丁目404番地の1 奈良市消防局情報救急室指令課 電話 0742-35-1191
  - ウ 持参により提出してください。郵送及び電送(ファクシミリ等)によるものは受け付けません。
- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。
  - ア 平成24年6月11日(月)午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除きます。)



イ 場所 (1)イに同じ  
5 開札の場所及び日時  
奈良市役所 入札室  
平成24年6月22日 午前9時30分  
以下省略

(平成24年5月15日揭示済)

**奈良市告示第305号**

平成24年奈良市告示第193号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成24年5月15日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成24年5月15日揭示済)

**奈良市告示第306号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により五条西二丁目第一自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成24年5月15日

奈良市長 仲川元庸

1 代表者の変更(1回目)

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	廣尾 匡 奈良市五条西二丁目16番21号	白川 嘉秀 奈良市五条西二丁目9番15号

変更の年月日 平成22年4月11日

2 代表者の変更(2回目)

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	白川 嘉秀 奈良市五条西二丁目9番15号	中村 靖 奈良市五条西二丁目17番14号

変更の年月日 平成23年4月10日

3 代表者の変更(3回目)

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	中村 靖 奈良市五条西二丁目17番14号	古川 幹夫 奈良市五条西二丁目15番14号

変更の年月日 平成24年4月8日

(平成24年5月15日揭示済)

**奈良市告示第307号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年5月15日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成23年10月6日 奈良市指令都整開 第11A-12号  
平成24年5月1日 奈良市指令都整開 第11A-12-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成24年5月15日 第1300号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市菩提山町241番1、242番1、243番1及び244番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市二名三丁目1151番地1  
社会福祉法人奈良苑 理事長 松田 末作

(平成24年5月15日揭示済)

**奈良市告示第308号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年5月15日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年5月15日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年5月15日揭示済)

**監 査**

**奈良市監査委員告示第8号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

平成24年5月15日

奈良市監査委員 吉田 肇

同 中本 勝

同 大坪 宏通

同 井上 昌弘

奈監第56号

平成24年5月10日

請求人

奈良市右京四丁目3番地の8

伊藤 寛治 様

奈良市監査委員 吉田 肇

同 中本 勝

同 大坪宏通  
同 井上昌弘

#### 住民監査請求の結果について（通知）

平成24年3月21日付けで提出のあった住民監査請求については、同年4月2日付けで受理し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

#### 1 監査対象

奈良市総務部税務室滞納整理課

#### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定による証拠の提出及び陳述の機会は、請求人の意向により行使されなかった。

#### 3 関係人の事情聴取

地方自治法第199条第8項の規定により、平成24年4月6日に総務部長、税務室長及び滞納整理課長に対し、事情聴取を行った。

#### 4 請求の要旨（原文のとおり）

##### 仲川元庸奈良市長に関する措置要求の趣旨

仲川元庸奈良市長（以下、単に「市長」という。）は、平成23年3月31日に「平成22年度不納欠損処分について」と題する稟議書を決裁（以下「本件決裁」という。）して違法に市税の徴収を怠り、奈良市に損害を与えた。

地方税法（以下「法」という。）第18条第1項は、税徴収権の消滅時効について規定しているが、徴税当局のトップにある市長には時効を中断させて、市税が時効によって消滅することを阻止する義務があったにもかかわらず、本件決裁においては、納税のための滞納者との折衝の記録も一切ないという有様でありながら、敢えて、市長は決裁をしたものである。（以上、証1）

法第18条第1項の規定は、税徴収権を時効で消滅させるための規定ではなく、税徴収権を5年間行使しないと権利が消滅するから、5年以内に行使するか、若しくは、その期間内に消滅時効の中断を図ることを求めた規定なのである。

なお、平成23年9月議会の決算委員会に提出された資料によれば、一部納付して時効が中断されているはずの1件についても不納欠損処分をしており、また、不動産を差押えて時効が中断している1件についても不納欠損処分している。（証2）

時効が中断している場合は、法第15条の7各項の規定に基づき滞納処分の執行停止を行ない、その上で、「滞納処分をすることができる財産がないとき」に該当することが明らかになった場合に不納欠損処分が可能となるのであるが、市長はこれら法第15条の7の規定に基づかず、税債権を違法に消滅させた事実が明らかである。

通常、適正で適切な税徴収事務というためには、税の滞納者については、まず、納税が実行されるための交渉を綿密に行い、その上でなお、納税に至らない場合は、税徴収権の消滅時効の完成を阻止するために、

滞納処分を行い、引き続き、滞納者と納付のための交渉や説得に当たるとともに、動産・不動産等のあらゆる財産調査を実施したうえで、法第15条の7第1項第1号に該当することが明らかになった場合に滞納処分の執行停止を行ない、その後不納欠損処理を行なうこととなるのである。

しかるに本件決裁の稟議書及び平成24年2月17日開催の奈良市議会総務水道委員会における審議において、不納欠損をすべき具体的な理由が不明であり、かつ、上記のとおり法に基づく適切な手続きを経ることなく、市長は、不納欠損処分を決裁している。（証3）

このことは、適正な税徴収事務を怠り、その結果、市に多額の損害を与えたことに他ならない。

また、平成24年3月13日に開催の奈良市議会3月定例会の本会議において、議員の質問に答えて、市長は、監査委員から不適正な不納欠損処理を改めるよう指摘されていたことを明らかにした。監査委員の指摘さえも無視して改めることなく不適正な不納欠損処理を続けて奈良市に損害を与えた市長は、最早、確信犯的背任罪を構成するものといわなければならない。

さらに、同本会議で議員が、まだ些かの時間が残されているが、本年度もやはり、従来どおりの不納欠損稟議に決裁をするのか質したところ、市長からは、残された時間で時効中断手続きを行う旨の答弁はない。

以上のとおり、仲川市長は、違法に公金の徴収を怠った。

なお、傍論ではあるが、先の税横領事件も税徴収の適正な手続きを逸脱して惹き起こされ、市に損害を与えた事件であるという点では、違法な本件不納欠損処分と軌を一にするものである。

よって、請求者は、平成23年9月議会の決算委員会に提出された資料（証2）によって知れた不納欠損額62,979,500円及び平成22年度末に市長が同じく決裁したとされる不納欠損額約4億2千万円から、62,979,500円を差引いた残余の不納欠損額のうち、時効の中断を怠り、または、地方税法第15条の7第1項第1号の要件を満たすかどうかの調査を怠り税徴収権を消滅させた額及び滞納処分の執行停止を意思決定せずに不納欠損処分をした額の合計額を仲川市長が奈良市に与えた損害額として、その全額を市に賠償させるよう請求する。

なお、本件に関し監査を実施されるにあたっては、

- 1 「秦野市市税に係る滞納処分の執行停止等に関する基準」を参考にして頂くよう、
- 2 平成24年3月13日開催の奈良市議会3月定例会における岡田議員の質問と答弁は、議会の会議録が調整され次第、監査委員から徴していただくよう、お願いします。

#### 5 監査対象事項

平成23年9月市議会決算特別委員会の資料として提出された、滞納税額の上位50の処理状況のうちの3件分（62,979,500円）について、時効の中断を怠り、又は滞



納処分執行停止の要件調査を怠り、適正な市税の徴収事務を怠った事実があるかどうか、また、それによって、市が損害を被っているかどうかを監査対象とした。

なお、請求人が併せて請求している、「平成22年度末に市長が同じく決裁したとされる不納欠損額約4億2千万円から、62,979,500円を差引いた残余の不納欠損額のうち、時効の中断を怠り、または、地方税法第15条の7第1項第1号の要件を満たすかどうかの調査を怠り税徴収権を消滅させた額及び滞納処分の執行停止を意思決定せず不納欠損処分をした額の合計額」については、具体的な損害が示されておらず、十分な証拠が提出されていないことから、本件監査の対象外とした。

6 監査結果

事実関係及び監査委員の判断は、次のとおりである。

(事実関係)

関係人からの事情聴取等による事実関係は次のとおりである。

(1) 平成23年9月市議会決算特別委員会の資料として提出された、滞納税額の上位50の処理状況のうち3件分(62,979,500円)について、関係人からの資料の提出及び事情聴取により、次のように、時効消滅になったことを確認した。なお、表示の番号は、当該滞納税額の上位50の処理状況の一覧表の左欄に掲げる番号を使用している。

ア No.12

不納欠損額の内訳と時効完成日は、次のとおりである。これらは、それぞれの納期から5年が経過したため、時効消滅となった。

税 目	期 別		金 額	時効完成日		
固定資産税	平成11年度当初	4期	58,000円	平成17年3月31日		
		平成12年度当初	1期	220,200円	平成17年5月31日	
	2期		平成17年8月31日			
	3期		平成17年12月31日			
	4期		平成18年3月31日			
市・県民税	平成11年度当初	4期	420,000円	平成17年2月28日		
		平成12年度当初		1期	1,699,300円	平成17年7月31日
				2期		平成17年9月30日
				3期		平成17年11月30日
	平成14年度当初	4期	4,553,900円	平成18年2月28日		
		1期		2,886,700円	平成19年7月31日	
		2期			平成19年9月30日	
		3期			平成19年11月30日	
	平成15年度当初	4期	2,166,200円		平成20年2月28日	
		1期		2,886,700円	平成20年7月31日	
		2期			平成20年9月30日	
		3期			平成20年11月30日	
	平成16年度当初	4期	2,166,200円		平成21年2月28日	
		1期		2,166,200円	平成21年7月31日	
		2期			平成21年9月30日	
		3期			平成21年11月30日	
	平成16年度当初	4期	2,166,200円		平成22年2月28日	
		1期		2,166,200円	平成21年7月31日	
		2期			平成21年9月30日	
		3期			平成21年11月30日	
合 計			12,004,300円			

イ No.38

不納欠損額の内訳と時効完成日は、次のとおりである。これらは、平成17年5月11日の不動産競売事

件に係る交付要求の取下げから5年が経過したため、時効消滅となった。

税目	期別		金額	時効完成日
固定資産税	平成10年度当初	1～4期	10,242,700円	平成22年5月10日
	平成11年度当初	1～4期	9,367,400円	平成22年5月10日
	平成12年度当初	1～4期	8,875,500円	平成22年5月10日
	平成13年度当初	1～4期	8,315,700円	平成22年5月10日
	平成14年度当初	1～4期	8,303,600円	平成22年5月10日
	平成15年度当初	1～3期	5,311,300円	平成22年5月10日
合計			50,416,200円	

ウ No.46  
不納欠損額の内訳と時効完成日は、次のとおりである。これらは、それぞれの納期から5年が経過したため、時効消滅となった。

税目	期別		金額	時効完成日
固定資産税	平成16年度当初	3期	58,000円	平成21年12月31日
		4期		平成22年3月31日
	平成17年度当初	2期	29,000円	平成22年8月31日
市・県民税	平成17年度当初	2期	472,000円	平成22年9月30日
合計			559,000円	

(2) 本件住民監査請求において、一部納付して時効が中断されているはずのものと不動産の差押えを行ったものまでも、不納欠損処分されているとの主張である。これについて、事実確認したところ、上記(1)のAの中の市税について納付されたものではない。また、上記(1)のイの中の不動産に対して差押えを行ったものではなく、別の物件に対する差押えであることを確認した。(監査委員の判断)

(1) 請求人は、平成23年3月31日に不納欠損処分を行ったことにより、市に損害を与えたと主張するが、今回の不納欠損処分は、時効消滅により、徴収し得なくなった税債権を会計上、抹消する処理であり、市に損害を与えるものではない。

「地方自治法第242条第2項本文に定める「終わった日」とは、地方税の徴収権が消滅時効により消滅したことによって行使又は管理の余地がなくなった時点と解するのが相当である」と、平成13年2月22日の東京高等裁判所判決（平成12年（行コ）第199号）で示されていることから、事実関係(1)に記載したそれぞれの時効消滅の日が、怠る事実の終わった日となる。したがって、本件住民監査請求の対象とした、滞納税額の上位50の処理状況のうち3件分（62,979,500円）については、いずれも平成22年9月30日以前に時効消滅しており、それぞれの時効消滅の日、怠る事実が終了していると考えられる。このことから、本件住民監査請求は、監査請求の期間を徒過している。

(2) 次に、地方自治法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」に該当するか否かについては、既に平成23年9月市議会決算特別委員会の資料として、滞

納税額の上位50の処理状況が提出されており、行政文書の開示請求をするなどの調査ができ、一般住民が相当な注意をもってすれば、当該行為を知り得たであろうと考えられる。したがって、上記(1)の判決の中で示しているように、この時点から遅くとも2箇月後には、住民監査請求を行うことができたというべきであり、本件住民監査請求は、この時点から約6箇月経過した後であることから、準備期間を考慮したとしても、「正当な理由」に該当しないと考える。

(3) 結論

以上のことから、請求人が主張する本件不納欠損処分に関する事案については、監査請求期間を徒過しており、地方自治法第242条第2項本文の規定により、住民監査請求はできないものと判断し、本件住民監査請求は却下する。

なお、本件の不納欠損処分については、一部、市税の徴収事務において十分な対応がなされていないものが見受けられたことから、市長に対し、別紙のとおり要望した。

奈 監 第 55 号  
平成24年5月10日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市監査委員 吉 田 肇  
同 中 本 勝  
同 大 坪 宏 通  
同 井 上 昌 弘

適切な市税の徴収事務について（要望）

平成24年3月に提出のあった、不納欠損処分に関する住民監査請求（2件）については、監査請求の期間を徒過し

ていることから、却下の判断をしたところである。

しかしながら、この判断に至る中で、本件不納欠損処分については、一部、徴収事務において十分な対応がなされていないものが見受けられたことから、今後、公正、公平な手続を経た滞納整理が行えるよう、滞納整理のマニュアルを整備するなど、適切な徴収事務の処理手続の改善に取り組まれるよう要望する。

(平成24年5月15日揭示済)

奈良市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

平成24年5月15日

奈良市監査委員 吉田 肇  
同 中本 勝  
同 大坪 宏通  
同 井上 昌弘  
奈監第57号  
平成24年5月10日

請求人

奈良市高畑町163番地の14

檜垣泰弘様

奈良市監査委員 吉田 肇  
同 中本 勝  
同 大坪 宏通  
同 井上 昌弘

住民監査請求の結果について（通知）

平成24年3月26日付けで提出のあった住民監査請求については、同年4月2日付けで受理し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

1 監査対象

奈良市総務部税務室滞納整理課

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成24年4月6日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

3 関係人の事情聴取

地方自治法第199条第8項の規定により、平成24年4月6日に総務部長、税務室長及び滞納整理課長に対し、事情聴取を行った。

4 請求の要旨（原文のとおり）

奈良市包括外部監査人・公認会計士大西寛文氏の平成22年度奈良市税の包括外部監査の結果報告書によると、「サンプルを抽出した平成22年7月22日時点におけるF氏の滞納税額は57172千円であったが、滞納支援システムに登録されている抽出サンプルの詳細記録を出力した10月22日時点では11616千円に減少している。これは、平成17年5月11日の交付要求取り下げから5年経過したことによる滞納税金の時効消滅が原因である。」また、「事案の概要にも記載されているとおり、F氏については催告書を送付するのみで、徴税のための交渉は実質的に行われていない状況にある。課税の公平性を確保する観点から、適時に納税指導を行って滞納税金を徴収する必要があると考える。」と指摘している。

「F氏」の滞納税金は固定資産税である。固定資産税は売却、贈与等で不動産の所有者が変わらないかぎり、毎年「F氏」へ課税されるものである。そのため、平成17年5月11日になぜ交付要求を取り下げたのか、その滞納処理内容を明らかにする必要がある。更その後、時効消滅までの5年間、不動産を含む財産調査を行い、差押を含む滞納処分を行わず、平成23年3月31日付けで5041万6200円を不納欠損処理したことは、市税徴収業務が地方税法と奈良市税条例に基づいて正しく行われたとは思えない。

したがって、監査委員は、市長に対し、次の通り勧告せよ。

「上記公金徴収の最終権限者たる市長に時効消滅による不納欠損額相当額の損害賠償を求め、かつその損害額の返還を請求すること。」

5 監査対象事項

平成23年3月31日付けで5041万6200円を不納欠損処分しているが、差押えを含む滞納処分等を行わず、適正な市税の徴収事務を怠った事実があるかどうか、また、それによって、市が損害を被っているかどうかを監査対象とした。

6 監査結果

事実関係及び監査委員の判断は、次のとおりである。（事実関係）

関係人からの事情聴取等による事実関係は次のとおりである。

(1) 関係人からの資料の提出及び事情聴取により、平成17年5月11日の不動産競売事件に係る交付要求の取下げから5年経過したため、時効消滅となったことを確認した。

税目	期別		金額	時効完成日
固定資産税	平成10年度当初	1～4期	10,242,700円	平成22年5月10日
	平成11年度当初	1～4期	9,367,400円	平成22年5月10日
	平成12年度当初	1～4期	8,875,500円	平成22年5月10日
	平成13年度当初	1～4期	8,315,700円	平成22年5月10日
	平成14年度当初	1～4期	8,303,600円	平成22年5月10日

	平成15年度当初	1～3期	5,311,300円	平成22年5月10日
合	計		50,416,200円	

(2) 本件住民監査請求の証拠として提出されている、滞納税額の上位50の処理状況の一覧表は、平成23年9月市議会決算特別委員会の資料として提出された。  
(監査委員の判断)

(1) 請求人は、平成23年3月31日に不納欠損処分を行ったことにより、市に損害を与えたと主張するが、今回の不納欠損処分は、時効消滅により、徴収し得なくなった税債権を会計上、抹消する処理であり、市に損害を与えるものではない。

「地方自治法第242条第2項本文に定める「終わった日」とは、地方税の徴収権が消滅時効により消滅したことによって行使又は管理の余地がなくなった時点と解するのが相当である」と、平成13年2月22日の東京高等裁判所判決（平成12年（行コ）第199号）で示されていることから、それぞれの時効消滅の日が、怠る事実の終わった日となる。したがって、本件住民監査請求の対象となる、不納欠損処分した5041万6200円については、平成17年5月11日の不動産競売事件に係る交付要求の取下げから5年が経過した平成22年5月10日に時効消滅しており、当該日に、怠る事実が終了していると考えられる。このことから、本件住民監査請求は、監査請求の期間を徒過している。

(2) 次に、地方自治法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」に該当するか否かについては、既に平成23年9月市議会決算特別委員会の資料として、滞納税額の上位50の処理状況が提出されており、行政文書の開示請求をするなどの調査ができ、一般住民が相当な注意をもってすれば、当該行為を知り得たであろうと考えられる。したがって、上記(1)の判決の中で示しているように、この時点から遅くとも2箇月後には、住民監査請求を行うことができたというべきであり、本件住民監査請求は、この時点から約6箇月経過した後であることから、準備期間を考慮したとしても、「正当な理由」に該当しないと考える。

(3) 結論

以上のことから、請求人が主張する本件不納欠損処分に関する事案については、監査請求期間を徒過しており、地方自治法第242条第2項本文の規定により、住民監査請求はできないものと判断し、本件住民監査請求は却下する。

なお、本件の不納欠損処分については、一部、市税の徴収事務において十分な対応がなされていないものが見受けられたことから、市長に対し、別紙のとおり要望した。

奈 監 第 55 号  
平成24年5月10日

奈良市長 仲川元庸様

奈良市監査委員 吉田 肇

同 中本 勝  
同 大坪 宏通  
同 井上 昌弘

適切な市税の徴収事務について（要望）

平成24年3月に提出のあった、不納欠損処分に関する住民監査請求（2件）については、監査請求の期間を徒過していることから、却下の判断をしたところである。

しかしながら、この判断に至る中で、本件不納欠損処分については、一部、徴収事務において十分な対応がなされていないものが見受けられたことから、今後、公正、公平な手続を経た滞納整理が行えるよう、滞納整理のマニュアルを整備するなど、適切な徴収事務の処理手続の改善に取り組まれるよう要望する。

(平成24年5月15日揭示済)

## 公平委員会

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月1日

奈良市公平委員会

委員長 中南又彦

### 奈良市公平委員会規則第1号

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年奈良市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「主幹」を「主幹 グループ長」に、「主査 総合政策部秘書室秘書課秘書係長」を「主査」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

(平成24年5月1日揭示済)

## 公 営 企 業

### 奈良市水道局告示第14号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年5月2日

奈良市水道事業管理者

職務代理者 業務部長 中林 哲彦



名称	代表者氏名	所在地	届出日
荏原テクノサーブ株式会社大阪支社	代表取締役 松村 清一	大阪市西淀川区佃四丁目7番3号	平成24年 4月27日

(平成24年5月2日揭示済)

#### 奈良市水道局告示第15号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年5月11日

奈良市水道事業管理者  
職務代理人 業務部長 中林 哲彦

名称	代表者氏名	所在地	指定日
晴和工業	西川 清司	奈良市中山町1177番地の30	平成24年 5月7日

(平成24年5月11日揭示済)

#### 奈良市水道局告示第16号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年5月15日

奈良市水道事業管理者  
職務代理人 業務部長 中林 哲彦

##### 1 入札に付する事項

鉛給水管布設替、奈良市神功三丁目・右京四丁目地内ほか7件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

##### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 平成24年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市水道局入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査の総合評定値に該当する者であること。
- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- 当該工事の入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できるこ

と。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができません。

##### 3 設計図書等を示す日時及び場所

###### (1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

###### (2) 場所

水道局業務部経理課（設計図書等は、奈良市水道局電子入札システムからダウンロードできます。）

##### 4 開札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

##### 5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成24年5月15日揭示済)

#### 奈良市水道局告示第17号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年5月15日

奈良市水道事業管理者  
職務代理人 業務部長 中林 哲彦

名称	代表者氏名	所在地	指定日
渡辺設備工業株式会社	代表取締役 渡辺 徳男	奈良県大和高田市 田井新町3番17号	平成24年 5月9日

(平成24年5月15日揭示済)

## 教育委員会

#### 奈良市教育委員会告示第10号

平成24年5月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成24年5月2日

奈良市教育委員会  
委員長 杉 江 雅 彦

##### 1 日 時

平成24年5月8日（火）

午前10時から

##### 2 場 所

奈良市役所 北棟3階 教育委員会室

##### 3 会議に付すべき事件

教育長報告

- 平成24年度6月補正予算要求について

- (2) 平成25年度奈良市立高等学校入学者選抜検査問題作成委員会委員について
- (3) ならの子ども学力向上プロジェクト事業の実施について
- (4) 平成25年度奈良市立一条高等学校教員採用候補者選考試験について

議事

議案第4号 奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について

議案第5号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の制定について

議案第6号 奈良市立図書館協議会委員の任命について

議案第7号 平成25年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について

議案第8号 平成24年度奈良市立学校評議員の委嘱について

議案第9号 平成24年度奈良市少年指導委員の委嘱について

議案第10号 平成24年度奈良市就学指導委員及び調査員の委嘱又は任命について

その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 4月～5月

傍聴受付は、開催日の午前9時00分から午前9時50分までです。定員は5名で定員になり次第、締切させていただきます。

(平成24年5月2日揭示済)

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則をここに公布する。

平成24年5月8日

奈良市教育委員会  
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第3号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市放課後児童健全育成事業施設条例(平成15年奈良市条例第9号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開所時間及び休所日)

第2条 バンビーホームの開所時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、臨時に開所時間を変更することがある。

(1) 通常保育

- ア 小学校の授業のある日 放課後から午後5時まで
- イ 小学校の授業のない日 午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日(小学校の夏期休業日及び冬期休業日の期間中の日並びに春期休業日の期間の開始日から入学式の日の前日までの期間中の日を除く。)は、午前9時から午後3時まで

(2) 延長保育 前号に掲げる開所時間以後の時間において教育委員会が別に定める時間(月曜日から金曜日までの日に限る。)

2 バンビーホームの休所日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、臨時に休所することがある。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで(入所承認等の申請)

第3条 条例第4条第1項前段の規定による入所の承認を受けようとする者は、毎年度、奈良市バンビーホーム入所(転所)承認申請書(別記第1号様式。以下「入所承認申請書」という。)に、次の書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 就労証明書、医師の診断書その他児童を監護できないことを証明する書類
- (2) 通所経路図
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類

2 条例第4条第1項前段の規定による転所の承認を受けようとする者は、入所承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 条例第4条第1項後段の規定による延長保育の利用の承認を受けようとする者は、奈良市バンビーホーム延長保育利用申請書(別記第2号様式。以下「延長保育利用申請書」という。)に、次の書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 就労証明書、医師の診断書その他延長保育の実施時間において児童を監護できないことを証明する書類
- (2) その他教育委員会が必要と認める書類(児童育成料の納付)

第4条 児童育成料は、月を単位として徴収するものとし、児童育成料納入通知書(別記第3号様式)により当該月分をその月の末日までに納入しなければならない。

(児童育成料の減免)

第5条 条例第7条の規定により児童育成料を減免する場合及びその減免の率は、次に定めるとおりとする。

- (1) 児童の属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯である場合 100分の100
- (2) 児童の属する世帯が当該年度分(当該年度分の課税関係が判明しない期間は、前年度分)の市町村民税非課税世帯である場合 100分の100
- (3) 児童の保護者が災害その他の特別の事情により児童育成料の納付が困難であると教育委員会が認めた場合 教育委員会が定める率

2 条例第7条の規定による児童育成料の減免を受けようとする保護者は、奈良市バンビーホーム児童育成料減免



申請書（別記第4号様式）に、減免の理由を証する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。ただし、減免の理由となる事実が市の公簿等により確認できるときは、その添付書類を省略することができる。

（届出）

第6条 バンビーホームに入所している児童の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる届により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 退所するとき 奈良市バンビーホーム退所届（別記第5号様式）
- (2) 延長保育の利用を中止するとき 奈良市バンビーホーム延長保育利用中止届（別記第6号様式）
- (3) 入所承認申請書又は延長保育利用申請書の内容に変更

別記

第1号様式（第3条・第6条関係）

奈良市バンビーホーム入所（転所）承認申請書

年 月 日

（あて先）奈良市教育委員会

申請者 住所

氏名

印

電話

次のとおり、バンビーホームに入所（バンビーホームを転所）したいので申請します。

希望バンビーホーム名				入所しているバンビーホーム名 (転所の場合)			
現住所		自宅電話番号					
ふりがな		性別		生年月日		学校名 小学校	
児童氏名		男・女		年 月 日		学年 年 組	
保護者・同居人等家族状況	続柄	氏名	年齢	勤務先（学校等）の名称		所在地（学年・クラス）	電話番号
緊急時の連絡先	続柄	氏名	住所		電話番号		
被保険者証番号				児童の健康状態 疾病等にかかっている場合又は障がいがある場合は、療育手帳又は身体障害者手帳交付の有無、特別支援学級の在籍等詳細に記入してください。			
入所（転所）希望理由							
学校経由欄	担任	教頭	校長	指導員確認印	受付年月日		
					年 月 日		
					入所年月日		
					年 月 日		

添付書類

- 1 就労証明書、医師の診断書その他児童を監護できないことを証明する書類
- 2 通所経路図
- 3 その他市長が必要と認める書類

第2号様式(第3条・第6条関係)

奈良市バンビーホーム延長保育利用申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市教育委員会

申請者 住所  
氏名  
電話

次のとおり、バンビーホームの延長保育を利用したいので申請します。

希望バンビーホーム名			
ふりがな		性別	学年
児童氏名		男・女	年
申請理由			
緊急時の連絡先	続柄	氏名	住所
			電話番号
延長保育時間	午後 時 分 時まで		
迎への予定時刻	午後 時 分		
迎えに来る保護者等	続柄	氏名	

添付書類

- 1 就労証明書、医師の診断書その他延長保育の実施時間において児童を監護できないことを証明する書類
- 2 その他市長が必要と認める書類

第3号様式(第4条関係)

(1枚目)

年度 児童育成料納入通知書			
様	年 月 日		
奈良市教育委員会 印			
施設名	バンビーホーム	児童名	
整理番号		月額児童育成料	円
款	項	目	節

上記の月額児童育成料を納期限までに納付してください。  
納付場所は裏面の金融機関等をご利用ください。

(注) 余白に問い合わせ先について、裏面に納付場所等について記載する。

(2枚目)

年度 児童育成料領収書											
整理番号			保護者名			様					
4月分			5月分			6月分					
円			円			円					
納期限	年	月	日	納期限	年	月	日	納期限	年	月	日
領収日付印			領収日付印			領収日付印					
4			5			6					
7月分			8月分			9月分					
円			円			円					
納期限	年	月	日	納期限	年	月	日	納期限	年	月	日
領収日付印			領収日付印			領収日付印					
7			8			9					

※ この領収書は5年間大切に保存してください。

(3枚目)

年度 児童育成料領収書											
整理番号			保護者名			様					
10月分			11月分			12月分					
円			円			円					
納期限	年	月	日	納期限	年	月	日	納期限	年	月	日
領収日付印			領収日付印			領収日付印					
10			11			12					
1月分			2月分			3月分					
円			円			円					
納期限	年	月	日	納期限	年	月	日	納期限	年	月	日
領収日付印			領収日付印			領収日付印					
1			2			3					

※ この領収書は5年間大切に保存してください。

(4枚目)

年度 児童育成料領収済通知書										奈良市
4月分										奈良市
										児童育成料納付書
整理番号										保護者名
保護者名					様 納					
施設名					バンビーホーム					
児童名										年度 4月分
児童育成料					円					整理番号
納期限					年 月 日					
款		項		目		節				児童育成料
										円
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">                     バーコード                 </div>										
上記のとおり収納しました。 (あて先) 奈良市会計管理者										
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100%;">                         領収日付印 4 受付金融機関                     </div>					<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100%;">                         領収日付印 4 指定金融機関                     </div>					<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100%;">                         領収日付印 4 指定金融機関 (金融機関保管)                     </div>
(奈良市保管)										

(備考) 5月分から翌年3月分までについては、この様式に準じる。

第4号様式(第5条関係)

奈良市バンビーホーム児童育成料減免申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市教育委員会

申請者 住所  
氏名 ④  
電話

次のとおり、バンビーホームの児童育成料の減免を受けたいので申請します。なお、減免認定のために必要があるときは、生活保護若しくは中国残留邦人等支援給付の有無又は世帯の所得の状況について教育委員会が調査することを承諾します。

バンビーホーム名		
児 童 氏 名	学 年	
	年	
	年	
減 免 理 由	添 付 書 類	
1 生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯	1 生活保護証明書又は中国残留邦人等支援給付に係る証明書	
2 市民税非課税世帯	2 市民税非課税証明書	
3 その他 (理由を詳しく記入してください。)	3 その他 (書類名を記入してください。)	

(注) 減免理由及び添付書類欄は、該当する番号に○を付けてください。

第6号様式 (第6条関係)

奈良市バンビーカーホーム延長保育利用中止届

(あて先) 奈良市教育委員会

届出者 住所  
氏名  
電話

年 月 日

㊟

次のとおり、バンビーカーホームの延長保育の利用を中止したいので届け出ます。

バンビーカーホーム名	
児童氏名	
学 年	年
利用中止年月日	年 月 日
利用中止理由	

第5号様式 (第6条関係)

奈良市バンビーカーホーム退所届

(あて先) 奈良市教育委員会

届出者 住所  
氏名  
電話

年 月 日

㊟

次のとおり、バンビーカーホームを退所したいので届け出ます。

バンビーカーホーム名	
児童氏名	
学校名・学年	小学校 年
退所年月日	年 月 日
退所理由	

学校経由欄	担任	教頭	校長
-------	----	----	----

第7号様式(第6条関係)

年 月 日

奈良市バンビーホーム入所(転所)承認申請書等記載事項変更届  
(あて先)奈良市教育委員会

届出者 住所  
氏名  
電話

次のとおり、入所承認申請書又は延長保育利用申請書の内容に変更がありましたので届け出ます。

バンビーホーム名		
児 童 氏 名	学 年	
	年	
	年	
	年	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

添付書類 変更の内容を証する書類  
(平成24年5月8日揭示済)

奈良市教育委員会訓令第2号

庁中一般  
関係各所

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を  
次のように定める。

平成24年5月8日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓  
令

奈良市教育委員会事務専決規程(昭和49年奈良市教育委  
員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第5条教育総務課長の部分の次に次のように加える。

地域教育課長

(1) 放課後児童健全育成事業施設への入退所及び転所  
の承認

(2) 児童育成料の徴収及び納付督促

附 則

この訓令は、平成24年5月8日から施行し、この訓令に  
よる改正後の奈良市教育委員会事務専決規程の規定は、同  
年4月1日から適用する。

(平成24年5月8日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第9号

平成24年6月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏  
名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成24年6月3  
日から平成24年6月7日までの間、毎日午前8時30分から  
午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成24年5月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階



選挙管理委員会事務局内

(平成24年 5月 1日 揭示済)

#### 奈良市選挙管理委員会告示第10号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成24年 6月 3日から平成24年 6月 7日までの間、毎日午前 8時 30分から午後 5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成24年 5月 1日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 西久保 武 志

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 北棟 3 階

選挙管理委員会事務局内

(平成24年 5月 1日 揭示済)

### 農 業 委 員 会

#### 奈良市農業委員会告示第 7 号

奈良市農業委員会平成24年 5月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により告示します。

平成24年 5月 7日

奈良市農業委員会  
農地部会長 吉 村 元 志

1 日時

平成24年 5月14日（月） 午後 1 時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 北棟 6 階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第 3 条、第 4 条及び第 5 条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法施行規則第32条第 1 号に該当する転用の届出について
- (3) 農地の競売に係る買受適格証明について（委員会）
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (6) 農地法第18条第 6 項の規定による通知の受理について
- (7) 水田利用転換届出について
- (8) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
- (9) 知事許可について（4 月許可分）
- (10) 非農地証明について（4 月分）

(平成24年 5月 7日 揭示済)

## 奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。